

債権者登録について（お願い）

長岡市では、債権者の皆様の「名称」や「振込口座」などの情報をあらかじめシステム登録し、お支払いを確実かつスムーズに行うことができるようにしています。このシステム登録することを「債権者登録」といいます。登録された情報は、水道局、下水道課の一部を除き、市役所内で共有されますので各課ごとに登録申請する必要はありません。債権者登録へのご理解、ご協力をお願いします。

○債権者登録の手続き

【法人・個人事業者の方】

- ・「様式1 債権者登録（変更）申請書」を記入のうえ、直接取引のある課に提出してください。
- ・新規登録の場合は、債権者登録通知書により債権者番号をお知らせします。請求の際は、請求書にこの債権者番号を記載してください。

【個人・団体の方】

- ・「様式2 債権者登録（変更）票」を記入のうえ、直接取引のある課に提出してください。

○長岡市からの支払い

- ・代金の支払いは、「債権者登録（変更）申請書」、「債権者登録（変更）票」に基づき登録された口座にお振込みします。
- ・支払日は毎週水曜日です。（休日にあたる場合は前日、又は前々日の営業日が支払日となります）
- ・通帳の摘要欄に振込人として、「各担当課名」を表示します。

（例） ナガオカシカイケイカ ← 担当課名

- ・長岡市では支払内容の明細はお送りしていませんが、電話によるお問い合わせは受け付けておりますので、お問い合わせの際は債権者番号、もしくは申請書に記載された団体名、氏名等をお知らせください。

○お問い合わせ先

長岡市会計課
〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
シティホールプラザ アオーレ長岡内
TEL 0258(39)2237
FAX 0258(39)2285